

【事例紹介】

# 日本の英語学位プログラムにおける トランスファー入学のアドミッション制度 -国際比較を踏まえた現状と課題-

Transfer Admissions in English-taught Degree Program in Japan:  
Current Situation and Challenges Based on International Comparison

元早稲田大学政治経済学術院常勤嘱託（英語学位プログラム入試担当） 林 淑子

HAYASHI Yoshiko

(Former English-based Degree Program Admission Advisor,  
School of Political Science and Economics, Waseda University)

キーワード：英語学位プログラム、トランスファーアドミッション、外国人留学生獲得戦略

## はじめに

政府による留学生 30 万人計画の発表後、2009 年にスタートしたグローバル 30（以下、G30）を契機として、日本の複数の大学において、英語で学位が取得できるプログラム（以下、英語学位プログラム）が新設された。これにより、これまで留学生にとって大きなハードルであった日本語要件が取り払われ、日本は国を挙げて国際的な留学生獲得競争に参入した。世界を見てみると、アジア諸国において急速な高等教育の発展が見られ、世界大学ランキングでも順位が上昇するなど、留学生獲得競争の相手は欧米だけではない。一方で高等教育先進国である欧米では、より一層の学生の流動化が進み、一人の学生が学位を取得するまでに在籍する大学が必ずしも一つとは限らない、という状況になりつつある。日本では一年次入学が伝統的かつ一般的であるが、このような世界的な状況においては、入学の時期を限定しないことで学生の流動利便性を向上することも、優秀な留学生獲得のための一つの戦略になりうるのではないだろうか。本稿は、世界のトランスファー入学<sup>1</sup>の概況と日本の伝統的な転

<sup>1</sup> 「トランスファー」および「アドミッション」という言葉の定義については、「留学生教育」第 22 号における拙稿での定義を用いる。以下、引用。

文部科学省（2009 年以前）では、「『編入学』とは、学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく他の種類の学校に入学すること（途中年次への入学）」としており、それが認められるのは、以下の四つの場合に限られる。（1）短期大学（外国の短期大学及び、我が国におけ

編入学を踏まえ、日本の英語学位プログラムにおけるトランスファー入学の出願要項を精査し、そのアドミッションにおける課題について考察した、「留学生教育」第22号に掲載された拙稿のダイジェスト版であり、そこに最新のデータとアジア諸外国との比較を加えた。

## 欧米におけるトランスファーアドミッション

留学生受入れ先進国のアメリカでは、高等教育機関に入学した後、40%の学生が二つ以上の機関で学ぶと言われている。そのトランスファー入学については、州政府が立法措置や規制を行い、アクレディテーション機関が単位認定プロセスに関する指針を出すなどして、トランスファー受入れ高等教育機関だけでなく、関連機関も連携することとで、質保証および学生のスムーズかつ的確な移動のための仕組みが作られている。

ヨーロッパにおいては、トランスファー入学というよりも、ヨーロッパ単位互換制度(European Credit Transfer System、以下 ECTS)により、学生の単位とその成績を伴う移動が活発に行われている。ECTSにより、学生は移動前の学校に戻って卒業するだけでなく、移動先の学校でそのまま学位を取得することや、更に第三の大学に移動することも可能となっている。この仕組みはエラスムス計画の中で発展し、国を超えてヨーロッパ高等教育圏として域内で広く活用されており、域内の学生の流動性は飛躍的に向上したとされている。

いずれの国・地域においても、学生移動とそれに伴う単位と成績の移動のプロセスにおいては受入れ教育機関だけでなく、外部機関も含めた質保証のための共通の枠組みが作られていることに特徴がある。

## アジア諸国の英語学位プログラムにおけるトランスファー入学アドミッション制度比較

一方で、アジア諸国の状況はいかがであろうか。近年、急速に国際化を進め、論文の引用数などの

---

る、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者(法第108条第7項)、(2)高等専門学校を卒業した者(法第122条)、(3)専修学校の専門課程(修業年限が二年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者(法第132条)(4)修業年限が二年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者(学校教育法施行規則第100条の2)。それに対して、四年制大学から別の四年制大学への移動については「転学」と呼ばれる(吉川ほか2004)。本稿では、研究対象としている英語学位プログラムの課程中途での入学が、上記の「編入学」および「転学」どちらの要件も含み、また、調査材料が当該入学審査制度について英語の「transfer」で表記されていることから、上記の二用語の区別を無くす意味で、「トランスファー入学」としたい。ただし、意味がどちらかに限定される場合は、それぞれの言葉を用いる。「アドミッション」という言葉について、本稿では、出願・入学審査制度のみならず、単位認定も含めた入学までの手続き全体を意味することとする。

増大により世界的な大学ランキングも飛躍的に向上しているアジア諸国の大学は、日本の英語学位プログラム進学を検討する留学生にとって、現実的な比較対象ではないだろうか。そこで、2018年タイムスハイヤーエデュケーションのランキングで、シンガポール、香港、中国、韓国の4か国から、各国上位一位の大学の英語学位プログラムにおいてトランスファー入学制度の実施状況について調査した。

すると、4大学中、トランスファー入学について記述があったのはシンガポール国立大学のみであった。その記述内容も、「海外大学との単位互換制度がないため、新入生として入学した後、教員や各学部と単位の免除について相談すること」、という趣旨の記述であり、トランスファー入学を制度として実施しているわけではない。韓国のソウル国立大学は過去にトランスファーアドミッションを実施していたようだが、2014年秋入学より廃止する旨が2013年秋の告知としてウェブサイト上に掲載されていた。香港、中国の各大学のウェブサイト上ではトランスファー入学制度についての記載は確認できなかった。

このことから言えるのは、受入れ大学のみでなく、外部の第三者機関も含めた共通の質保証の枠組みがないと、トランスファー入学は制度として実施し難く、学生の流動利便性を高めることは難しいと言えるのではないだろうか。シンガポール国立大学の記述はまさにその可能性を示唆している。

### 日本のトランスファー入学の概況

日本のトランスファー入学については、伝統的な短大や高専学生の進路としての編入学に加え、四年制大学から別の四年制大学への転学も一定の割合で見られるが、一般的に学生の流動化率が低いことが先行研究で明らかにされている（吉川ほか2004）。というのも、大学設置基準により収容定員が厳しく管理されるためであり、トランスファー入学者のために個別に定員を設定し、積極的な活用を行っているのは比較的新しい大学に多く、国立や私立第一世代と呼ばれる伝統ある大学では、トランスファー入学制度はあくまで欠員補充のためという側面が強いからである。また、トランスファー入学後の単位認定についても、個別認定、包括認定、その併用などの方法があるが、トランスファー入学による受け入れに積極的な大学ほど、包括認定がより多く運用されており、教育の質保証という観点よりも、経営的な側面が重視されているのではないかという問題点が指摘されており、外部機関による情報提供や共通の枠組みがない中での、学生の移動に伴う教育の質保証には課題があると言える。

ところが、2016年の大学評価・学位授与機構による「学生移動に伴う情報提供・支援に関する国内外ニーズ調査」では、第三者機関による情報提供に関して、外国学習履歴の審査においては強いニーズが示されたものの、海外で取得した単位の認定においては、それほど強い必要性は回答には表れていなかった。当該調査では、単位認定の場合、在学生在が協定関係のある留学先で取得した単位の振替

に関するケースが60%を越えており、ある程度その質保証について信頼がおける状況での単位認定プロセスであることが推察される。しかし、次に多いケースが、「協定関係がない海外大学からの(編)入学者」(p.33)、すなわち、トランスファー入学者の単位認定で、約30%ということで、仮に、今後トランスファー入学の件数が増えた場合、引き続き、満足な単位認定のプロセスを継続できるかどうかについては、疑問が残る。トランスファー入学のアドミッション実施にあたっては、外国学習履歴評価と単位認定の双方が重要に絡み合ってくるため、第三者機関による情報提供、または単位認定に関するなんらかの共通の枠組みがあれば、各大学において運用がしやすくなるだけでなく、出願者に対してプロセスの透明性や公平性を高めていけるのではないだろうか。

### 日本の英語学位プログラムにおけるトランスファー入学アドミッションの実態(出願要項の比較より)

今回2018年5月の調査<sup>2</sup>で、日本では約30の大学が学士教育課程において英語学位プログラムを実施しており、うち、主に留学生を対象としたトランスファー入学制度は、出願要項および該当プログラムのホームページで調べたところ、13大学16プログラムで実施されていることが分かった。前回調査2017年1月時点と比べると、トランスファーの有無にかかわらず、英語学位プログラムを実施している大学数は微増し、私立国公立を問わず複数の大学において新プログラムの開設が見られたが、この1年間で新たにトランスファー入学アドミッションの実施を開始した大学はすべて私立大学であった。

表1は、英語学位プログラムにおいてトランスファー入学アドミッションを実施しているプログラムの一覧である。Ota and Horiuchi (2016)が行った英語学位プログラムの分類手法を用いて各大学を分類し、各プログラムの大学および学部・学科における位置づけを示している。G30との関連や、プログラムの設置形態に関わらずトランスファー入学アドミッションが実施されていることが分かる。続いて、上記の各プログラムにおいて、以下の四つの観点について比較を行った。(1)定員<sup>3</sup>設定、(2)入学年次、(3)出願資格、(4)単位認定に関するポリシーである。個別の項目に関するデータについては表2および3を参照されたい。

<sup>2</sup> 筆者調べ。日本学生支援機構による英語学位プログラムリストと株式会社アークコミュニケーションズが運営するウェブサイト Univ. in Japan の学士課程英語学位プログラムリストを参照し、それぞれの情報を補完したものを独自に作成し、集計した結果。

<sup>3</sup> 表1では、春と秋で別入試が行われる場合も、合計して通年の定員として記載した。

表1 日本の英語学位プログラムにおけるトランスファー入学実施大学

	大学分類	大学名	大学規模 (学部学生数)	英語学位プログラム設置年	英語学位プログラム設置形態	学問領域	学部則 学定員	1年次定員	トランスファー定員
G30前	公	A	5,000以下	2004	大学全体型	社会科学	175	5名+若干名	8名
		B	10,000~20,000	1949	学部全体型	社会科学	186	145名	若干名
	私	C	5,000~10,000	2000	大学全体型	社会科学	1,200	235名	2年次10名 3年次15名
				2000	大学全体型	社会科学		395名	2年次20名 3年次28名
		D	5,000以下	2001	付加型	宗教学	33	若干名	記載なし
G30	国	E	5,000~10,000	2010	付加型	自然科学	250	若干名	若干名
	私	F	20,000以上	2010	付加型	社会科学	900	100名	若干名
		G	20,000以上	2011	学部横断型	社会科学	6,531	50名	若干名
		H	10,000~20,000	2011	付加型	社会科学	270	約7名	記載なし
		I	20,000以上	2011	付加型	社会科学	350	20名	若干名
		B'	10,000~20,000	2012	付加型	自然科学 理工学	380	50名	若干名
G30後	国	E'	5,000~10,000	2012	付加型	医療科	242	若干名	若干名
		J	20,000以上	2014	付加型	自然科学	280	なし	5名
	私	K	5,000~10,000	2014	学部横断型	社会科学	1,455	400名	若干名
		L	5,000以下	2015	学部全体型	社会科学	80	若干名	若干名
		M	20,000以上	2017	学部全体型	社会科学	390	30名	若干名

出願要項の比較から得られた、日本の英語学位プログラムへのトランスファー入学における現状をまとめると、以下の通りである。

まず、定員設定の状況から見ると、英語学位プログラムにおけるトランスファー入学制度は、一部の大学を除くと積極的に運用されているとは言い難い。しかし、従来、諸外国に比べて日本の学生流動性が低いこと、英語学位プログラム全体の入学定員自体が少数であることを鑑みると、規模が小さいながらも、トランスファー入学制度が実施されているという点は、学生の流動利便性の向上や、多様な背景を持った学生の獲得を目指した各大学の取り組みとして、積極的に評価されよう。

入学年次については、2年次または3年次とする大学と、3年次のみ、あるいは、2年次のみとする大学の3パターンであった。2年次または3年次どちらも可能とする大学の中では、出願者がどちらの年次への出願を希望するか選択できる形式と、受け入れ大学側で認定可能単位数によって入学年次を決定する形式があった。ただし、出願者側で選択する場合でも、認定見込み単位数次第で、大学側が適切な年次に変更する可能性を述べている大学もあった。このような変更は、大学側としては当然の対応ではあるが、留学生にとっては学修計画や資金計画にも大きな変更を強いられることになるので、通知のタイミングなどは強く考慮されるべきであろう。

表2 入学年次

入学年次	大学*
2年次のみ	F, M
2年次または3年次	A, C, I, K, L
3年次のみ	B, B', E, E', G, J, (H)**

\*D 大学は入学年次に関する記載は見られなかった。

\*\*H 大学は入学年次について明確な記載はないが、文面から3年次入学を想定していることが読み取れる。

出願資格についてはトランスファー入学年次によって必要な単位数が異なるわけであるが、単位数以外では、日本の伝統的な「編入学」の出願資格である短期大学、高等専門学校に当たる非大学高等教育機関の修了を出願資格として認めるかどうか、大学によって判断の分かれるところであった。また、日本語能力や海外大学での就学経験など、一年次入学の出願資格には課していない要件を課している大学もあった。学歴面での出願資格以外の、こうした個別の要件は、質保証やカリキュラムとの接続性を考慮した各大学の取り組みであり、トランスファー入学ならではのよいであろう。

表3 出願資格

出願資格	大学
大学外高等教育機関修了（見込み）者および 学士号授与高等教育機関所属者	B, B', C, G, H, I, K, L, M
学士号授与高等教育機関所属者のみ	E, E', F, J

\* D 大学は、トランスファーを希望する場合はコンタクトをすること、ということで、出願資格に関する記載は見られなかった。

単位認定に関しては、トランスファー入学アドミッション実施16プログラム中、13のプログラムが何等かの情報提供を行っていた。公開されていた内容としては、振替可能上限単位数、単位認定方法（個別認定か包括認定か、もしくはその併用か）、成績の認定に関する方針、認定時期、卒業時期に関する注意等である。大学ごとに記載内容やその程度にばらつきはあるが、2017年1月の調査時点では、トランスファー入学実施プログラム中、約半数のプログラムしか単位認定の方針に関する情報公開はしておらず、前回からは大きな改善が見られたと言える。受け入れ大学側でもアドミッション実施の回数を重ねることで、出願者にとってどんな情報が公開されるべきか、出願者の視点に立ち検討がなされたであろうことは、留学生の利便性向上のためには重要な点である。

Ota and Horiuchi (2016)の研究で指摘されているように、日本の英語学位プログラムのアドミッション制度は留学生にとって利便性が高いとは言い難い状況にある。ただし、このトランスファーアドミッションについては、前回の調査からこの一年の間だけでもプログラム数の増加や、情報の公開度の向上など、細かな点ではあるが、制度の向上に取り組む各大学の姿勢が見られた。

## まとめ

世界的なトランスファーアドミッションの流れを踏まえて、日本の英語学位プログラムにおけるトランスファーアドミッションの制度概況について以下にまとめたい。

まず、トランスファー入学制度や、単位を伴う学生の移動に関しては、国際的な質保証をどのように行っていくかが重要な課題である。欧米の高等教育先進国では、受け入れ大学だけでなく、第三者機関も含め、共通の枠組みを作ることで、学生の流動利便性を高めている。アジア諸外国の様子を見ても、国際的な質保証に関して、ヨーロッパのECTSのように、域内で統一して広く運用されている共通の枠組みがない中で、トランスファーアドミッションを制度として実施していくことは難しいことが分かる。このような状況の中、実は、日本の英語学位プログラムのトランスファーアドミッションは、各大学が留学生獲得のために流動利便性を向上しようと、できることに積極的に取り組んでいる姿勢の表れと言えるのではないだろうか。

今後、更に制度の活用を広げていくとしたら、質保証に関しては各大学の個別の取り組みだけではなく、外国学修履歴評価制度や国際的な単位互換制度の仕組みの設計が欠かせない。トランスファー入学は、出願資格が通常の一年次入学より多岐に渡り、出願者も多様な教育的背景を持って出願に臨む。非大学高等教育機関出身の学生が出願することも想定されており、海外のこうした機関に関する情報を各大学の担当者や教員のみで情報収集を行うには限界があると推測され、第三者あるいは政府の専門機関による外国学習履歴の評価認定制度の開発が望まれる。また、欧米では、学生のトランスファー後の学習への影響を考慮して、単位認定に関する何らかの枠組みがあるが、現在の日本では、

ECTS のような共通の枠組みはない。しかし、この単位認定に関する問題は日本人学生の海外留学や、ダブルディグリーなどの複数学位取得のための留学プログラムにおいて留学生が協定相手の大学で取得した単位を認定する際にも共通しており、国際的な教育の質保証に対する取組みとして、制度を整えていくことに大きな意義があるのではないだろうか。

大学としては、各々のアドミッションプロセスの中で、諸外国での取り組みなども参考にしながら、情報の透明性とプロセスの公平性を高めていく努力を継続しつつも、共通の枠組み設計に向け、文部科学省や然るべき第三者機関に働きかけを行っていけると良いのではないだろうか。

## 引用文献

大学評価・学位授与機構（2016）「学生移動に伴う情報提供・支援に関する国内外ニーズ調査」『学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査報告書』， pp. 21-46. [http://www.niad.ac.jp/n\\_kokusai/publish/rsc/no17\\_mobility\\_report\\_full.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/rsc/no17_mobility_report_full.pdf)（2018年5月31日閲覧）

Ota, Hiroshi and Horiuchi, Kiyomi (2016) “Measuring the Accessibility of Study in Japan Utilizing International Admissions Procedures of English – taught Degree Programs” Higher Education Forum (13) Retrieved from <http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/en/journal/HighEduForum/13/-/article/39942>（2018年5月31日閲覧）

吉川裕美子・濱中義隆・林未央・小林雅之（2004）「学生の流動化と学士課程教育 —全国大学調査にみる編入学，単位認定，学生交流と支援体制の実態—」『学位研究』第18号， pp. 3-104.